

「災害医療コーディネーター」の設置について

平成26年6月28日
広域医療局

- 東日本大震災における支援活動での課題を踏まえ、災害時に「医療従事者」の適正配置や「医療資機材」の配分等を行うため、被災地の医療を統括・調整する「災害医療コーディネーター」を全ての構成府県に設置した。

災害医療コーディネーターの役割

- ・ 災害の状況に応じた適切な医療体制の構築を図る。
- ・ 傷病者の受入れ医療機関確保のための調整を行う。
- ・ 超急性期（災害発生から48時間）以降における医療救護班の活動調整を行う。 等

- 今後も「災害医療コーディネーター」の養成に取り組むこととし、合同による研修会や訓練を実施する。
- 災害医療コーディネーターの設置状況（平成26年6月現在）

| 構成団体 | 設置状況 | 構成団体 | 設置状況 |
|------|------|-----------|-------------|
| 滋賀県 | 76人 | 和歌山県 | 20人 |
| 京都府 | 26人 | 鳥取県 | 22人 |
| 大阪府 | 20人 | 徳島県 | 40人 |
| 兵庫県 | 56人 | <u>合計</u> | <u>260人</u> |

※災害医療コーディネーターには、医師、歯科医師等に就任いただいている。